

# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の策定にあたって

平成11（1999）年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」は、少子高齢化の進行など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題の一つとして位置づけています。

この法律では、男女共同参画社会を『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義しています。また、男女共同参画社会の形成についての基本理念を「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」と定めています。

河内長野市（以下「本市」という。）では、この法律制定以前から、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、国内外の動向と連動しながら進めてきました。そして、平成18（2006）年1月に「男女共同参画推進条例」を施行、平成20（2008）年3月に「男女共同参画計画（第3期）」（以下「第3期計画」という。）を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

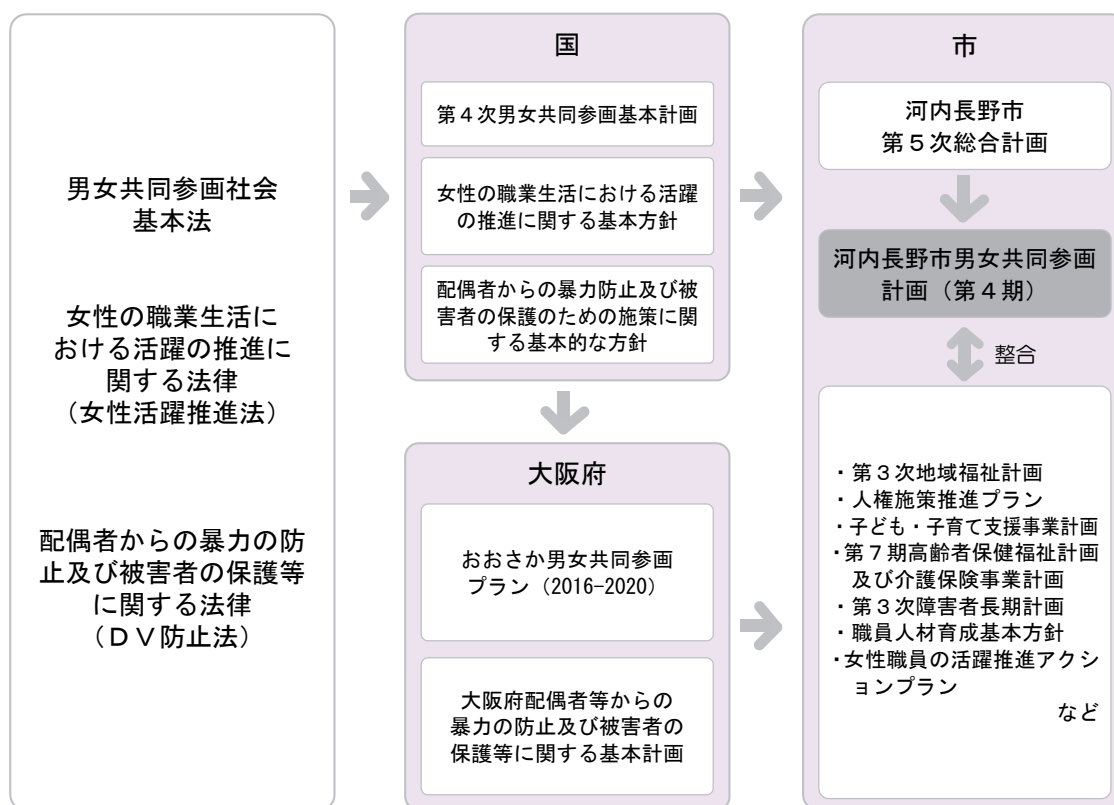
このたび、平成30（2018）年3月に第3期計画の期間が満了することから、国の「第4次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」の施策の動向を踏まえ、この間の少子高齢化など社会情勢の変化に対応する内容とするため、本市の課題を見直し、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、「男女共同参画計画（第4期）」（以下「第4期計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針となるものであり、「男女共同参画推進条例」第9条に基づく、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。また、本市の第5次総合計画をはじめ、関連する個別計画等との整合を図ったものです。

なお、この計画は次に掲げる性格を併せ持つものです。

- ・「男女共同参画社会基本法」に規定された「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に規定する「市町村推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に規定する「市町村基本計画」を包含するものです。



## 3 計画の期間

平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。ただし、国の方針や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の総合目標と基本理念

### (1) 総合目標

#### 人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成

(第3期計画の総合目標を引き継ぎます。)

### (2) 基本理念

「男女共同参画推進条例」は、本市の男女共同参画の推進に関し、7つの基本理念を定めています(条例第3条)。第4期計画でも、第3期計画に引き続き、これら7つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

#### ◎この計画が目指す男女共同参画とは(条例第2条より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

#### ◎男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像とは(条例第3条より)

- ① 男女の個人としての尊厳が、重んじられています。男女ともに性別による差別的取扱いを受けることはありません。男女ともに個人として能力を発揮する機会が、確保されています。女性に対する暴力が、根絶されています。
- ② 制度や慣行において性別による固定的な役割分担などによる影響がなくなり、男女の社会における活動が自由に選択されています。
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、市における政策並びに民間の団体における方針の立案・決定に、共同して参画する機会が確保されています。
- ④ 家族を構成する男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、相互の協力と社会の支援の下に家族の一員としての役割を円滑に果たしています。同時に、家族を構成する男女が、家庭生活と職場、学校、地域などの活動を両立しています。
- ⑤ 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事柄について個人の尊厳が重んじられ、生涯にわたり健康な生活を営んでいます。
- ⑥ 国際的な協調の下、男女共同参画に関する理解が広く各界・各層に浸透し、男女の活躍の場が広がっています。
- ⑦ 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた生涯にわたる教育、学習の機会が確保されています。

## 5 国の動き

国際社会における男女共同参画の実現に向けた取り組みを受け、昭和52（1977）年には国において最初の「国内行動計画」が策定されました。また、昭和60（1985）年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、昭和61（1986）年に「男女雇用機会均等法」施行や「労働基準法」の改正、平成4（1992）年の「育児・介護休業法」施行などの法整備が進められました。平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と位置づけられました。

平成27（2015）年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行などを通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされています。

女性に対する暴力を根絶するために、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13（2001）年には「DV防止法」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「DV防止法」は平成16（2004）年、平成19（2007）年、平成25（2013）年と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保や自立支援に向けた施策の充実が図られています。

また、近年には社会活力の低下や少子化・人口減少を解決するための施策として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成27（2015）年8月には、女性の採用・登用・能力開発を推進するための「女性活躍推進法」が成立し、この法律に基づき、同年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。平成28（2016）年4月1日からは、国、地方公共団体、労働者301人以上の民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定することなどが新たに義務づけられました。

## 6 大阪府の動き

大阪府では、昭和56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定されました。それ以降、昭和61（1986）年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画—21世紀をめざす大阪府女性プラン」が、平成3（1991）年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成9（1997）年には、北京行動綱領などを踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、施策の推進に取り組まれてきました。

平成10（1998）年には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14（2002）年「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応するため、平成13（2001）年には男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン」（平成18（2006）年改訂）が策定されるとともに、平成14（2002）年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、平成23（2011）年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定され、大学、企業、経済団体などと連携・協働して大阪全体で男女共同参画社会の実現を図る取り組みが推進されました。また、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として、平成27（2015）年に「OSAKA女性活躍推進会議」が設置され、オール大阪で女性活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝くOSAKA行動宣言」が発表されました。そして、平成28（2016）年には、あらゆる分野の女性の活躍を計画全体にわたる視点として冒頭に位置づけた「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

## 7 河内長野市の取り組み

本市では、平成4（1992）年3月に「女性問題行動計画（かわちながの女性プラン）」を、平成12（2000）年3月に第2期女性問題行動計画を、そして、平成20（2008）年3月には第3期計画を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

平成4（1992）年8月には、庁内組織として女性政策推進本部（平成18（2006）年1月「男女共同参画推進本部」に改称）を、また、市民や学識経験者からなる女性問題市民懇談会（平成18（2006）年1月同懇談会を廃止、同年2月「男女共同参画審議会」を設置）を設置して、施策を積極的に推進してきました。

平成8（1996）年6月には「人権擁護都市宣言」を決議し、平成13（2001）年3月には「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を施行するなど、女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などの人権にかかわる課題に対し、人権尊重の視点に立った総合的な人権行政を推進しています。

平成14（2002）年7月に開館した市民交流センターを男女共同参画施策推進の拠点機能（男女共同参画センター）として位置づけ、「おんなとおとこのワイワイあごら」を開催するほか、さまざまな啓発事業や研修・講座事業、女性のための相談事業、情報提供などの事業を行っています。

平成16（2004）年10月には「男女共同参画の職場づくり率先行動計画」を決定し、率先して市職員の男女共同参画意識を高めていくよう全庁的に取り組んでいます。

平成11（1999）年6月には男女共同参画社会基本法が制定されました。この法には、国や地方公共団体の責務が定められ、また、国民に対しても、法の基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならないとしています。このような流れを受けて、本市では、女性問題市民懇談会からの提言や、市民の皆さんからの意見、市民意識調査などを踏まえて、平成17（2005）年9月に「男女共同参画推進条例」を制定、平成18（2006）年1月1日に施行しました。また、同年2月に「男女共同参画施策等に関する申し出の対応要綱及び取扱い」を制定しました。

平成19（2007）年5月には、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者などの支援を行うため、市、関係機関及び関係団体などにより構成するドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を設置しました。

また、平成27（2015）年8月には「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を強かに推進していくことが重要であると位置づけられていることから、平成28（2016）年4月に本市の特定事業主行動計画「女性職員の活躍推進アクションプラン」を策定しました。